| | | | | | 文 | て書の概要 | 要 | | | | | | 主な内容 | | | | URL |
|-----|---|---------------|--|------|---------------------|---------------------------|--|--------------|--|---|--|--|---|---|-------------|-----|--|
| No. | 文書名称 | 作成主体 | ABSCH カ テゴリー | 作成年 | 遺伝資源 利用セク ター | 利用目的 (商業/学 術等) | 文書の対 象者 | 契約書ひ な形有無 | 作成の背景目的、概 要 | 特徵、特筆点 | 適用範囲 | PIC取得MAT設定 | 利益配分 | 伝統的知識 | 配分利益 の使途 | その他 | (最終アクセス: 2018.7.13.) |
| J1 | 遺伝資源へのアクセス手引き(第2版) | 経済産業 省·JBA | National or domestic guidelines | 2012 | 全般(主 にバイオ 産業) | 全般(商 業利用に やや比 重) | 日本の産 業界、研究 機関等 | × | 遺伝資源のアクセスの円滑化と適切な利益配分により、提供者と利用者がWin-Winな関係を構築する一助とする。業利用におりるリスクを軽減する。名古屋議定書採択に伴い改定。 | 実務的なQ&Aが 充実している。 | 名古屋議定書 に準ずる(遺伝 資源と関連する 伝統的知識)。 | PIC取得の必要性・ 手続きに関して調査 が重要として、調査す べき事項を列挙。 MATについても相 手国の法制度の調査 が重要。 MATの項目につい てはボンガイドライン を考にするよう推 奨。 実務的なQ&Aあり。 | 利益配分の基本的 考え方や留意事項が 記載されている。 留意事項としては、 利益について相互理 解が重要、寄与度に 応じた利益配分を設 定すべきとされる。 | 伝統的知識のアクセスにあたっての基本的考え 方が示されている。 | | | http://www.mabs .jp/archives/pdf/ iden tebiki v2.pdf |
| J2 | 遺伝資源を利用する学術研究のためのアクセスと利益配分に関するガイダンス | 国立遺伝学 研究所 | | 2016 | 学術 | 学術研究 | 研共ロル術研ます遺保で、カール・ボールができる。では、アイン・ボールができる。できる。できる。できる。これでは、アイン・ボールが、大きないできる。これでは、アイン・ボールが、アイン・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール | × | 生物資源を利用した 学術研究の促進のた め、遺伝資源へのアク セスと利益配分につ いて、学術研究関係 者のためのガイダンス を提供すること。 | 研究機関、共同 研究チーム、研 究者などごとに ガイダンスが詳 細にまとめられ ている。 | 名古澤議(伝達) は 大学の は 大学の は たっぱい は なが は いっぱい は なが 明 かっぱい は が ま が で か が いっぱい は が で か が い が で か が い が で か が い が で か が い が で か が い が で か が い か い か | PIC、MATについて の基礎的な解説。 提供国側が重要視 すると予想される交渉 事項。 | 利益配分に関する 基礎的な解説。 複数の研究機関で 共同プロジェクトとして 研究する場合のアク セスと利益配分の規 則確立の注意点。 非営利研究の成果 から得られる利益とそ の配分について。 | 基本的な説明。 明。 定義、適用範 囲に関する最近 の議論内容。 | | | http://nig- chizai.sakura.ne.j p/abs tft/wp- content/uploads /2016/06/da25f7 b7f2c44a1d69edc 70706fe2d89.pdf |
| J3 | 海外の遺伝資源を 用いた植物育種の ために~植物遺伝 資源の取得・利用 手引き~ (Ver.1.1.7) | 農林水産省 | | 2017 | 農業、植物育種 | 商業利用 含む | 植物育種に 関わる学、 研究機種 は研究 が研究者 | × | 海外の植物を取得し、 育種・研究利用を行う 際に対応の仕方を参 照できるようにするこ と。 | 植物育種·研究 の現場で実際に 直面する課題に できるだけ対 応。 | 名古屋議定書 に準ずる(遺伝 資源と関連する 伝統的知識)。 | PIC、MATについての基礎知識の解説あり。 実務的なQ&Aあり。 PIC取得に向けた チェックリストを掲載。 MATの際の推奨要素を掲載。 | 利益配分の方法について例をリスト化(附録)。 | 伝統的知識も考 慮する旨の記載 あり。 | | | http://www.maff. go.jp/j/kanbo/ka nkyo/seisaku/28 riyousokusin9.pd f |
| J4 | 遺伝資源へのアク セス手引(国内手 続き編) | 経済産業 省·JBA | National or domestic guidelines | 2018 | 全般 | 全般 | 日本の産 業界、研究 機関等 | 1 | 名古屋議定書の下での国内措置であるABS指針策定の経緯、概要、示された措置に対応する際の留意点等を紹介する。 | ABS指針の各項目については 項目についてなさ でいる。 ABS指針にき では数点がまました。 が発生手続きめられている。 実務的なQ&A が充実している。 | 名古屋議定書 に準ずる(遺伝 資源と関連する 伝統的知識)。 | PIC、MATについて の基礎的な解説。 ABS指針における PIC、MATの位置づけ の説明。 実務的なQ&Aあり。 | 利益配分に関する 基礎的な解説。 ABS指針における 利益配分の位置づけ の説明。 | 伝統的知識 のアクセスに関 する基礎的な解 説。 伝統的知識 の適法取得に係 る報告手続きされ ている。 | | | http://www.mabs .jp/archives/soc hi/pdf/gr- access.pdf |
| F1 | Genetic Resources and Benefit- | Gardens | | 2001 | 限定せず | 限定せず | 加盟している植物園等 | | 加盟する植物園等に おいて、資源へのアク セスと利益配分に関 する方針や手続きの 策定支援を目的として おり、共通的な手続き を示したもの。 | 植物について、 遺伝資源の取 得だけでなく提 供側の手続きも まとめられてい る。 | 植物に関する 遺伝資源と関 連する伝統的 知識。 | 遺伝資源の取得に関わる原則や、手続きとして、PIC取得。 遺伝資源の提供、取得においては契約書に基づいて進められることを説明。 | 得られた利益は取 得国、関係者に配う することを明記。意義的 利用の場合は全行うこと としている。 生物多様性条約発 対前に取得られた利 益についても、可能な 限り配分することを求 めている。 | | | | https://absch.cb d.int/database/A 19A20/ABSCH- A19A20-SCBD- 238056 |

| | | | | | 文 | て書の概要 | 要 | | | | | | 主な内容 | | | | URL |
|-----|--|---|--|----------------------------|---|--------------------------------------|---|--------------|--|--|--|--|--|---|-------------|---|--|
| No. | 文書名称 | 作成主体 | ABSCH カ テゴリー | 作成年 | 遺伝資源利用セクター | 利用目的 (商業/学 術等) | 文書の対 象者 | 契約書ひ な形有無 | 作成の背景目的、概 要 | 特徴、特筆点 | 適用範囲 | PIC取得MAT設定 | 利益配分 | 伝統的知識 | 配分利益 の使途 | その他 | (最終アクセス: 2018.7.13.) |
| F2 | Model Material | Biotechnolo gy Innovation Organizatio n (BIO) | Model contractu al clauses; Standards | 2005 | 企業 | 商業利用 | 生物資源 調査を行う BIO加盟企 業 | | BIO加盟企業の生物 資源調査活動にあ たって、関連する論点 を伝えることを目的と する。 | ベストプラクティ スを含む。 | PICによって 提供国側に 提供すれる とト生物の 約得さで の、約得さで が終れる がいた がいた がいた がいた がいた がいた がいた がいた がいた がいた | 西タルの方見 | 利益配分については誠実に対応し、その取引条件については契約書に記載することが望まいい。生物資源調査の契約に含めることが考えられる利益提供の類型。 | | | | https://absch.cb d.int/database/A 19A20/ABSCH- A19A20-SCBD- 238058 |
| F3 | Ethnobiology Code | Internationa I Society of Ethnobiolog y (ISE) | Codes of conduct; Standards | 2006 (2008 追記あ り) | 学術 | 学術研究 | Internationa I Society of Ethnobiolog y (ISE)のメ ンパー | × | 民族生物学研究や関連する活動を実施する際の意思決定に関わるフレームワークを提供することを目的での17の原則と、12の実践的ガイドラインを掲載。 | | 生物民俗学研 究全般(遺伝資 源の利用に限 らず)。 | 先住民や伝統社会に 対しての、事前の研究 内容の同意。 | 研究による相互利益 の衡平な共有。 | 統権原 統資渡原 統の原 統伝公利 先社持。住会が見た社会則 民が見にという。 民が見たは会主。 民が見たは 大社院・ 知能 民に開 民に知す 民に開 民に知す と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 | | | https://absch.cb d.int/database/A 19A20/ABSCH- A19A20-SCBD- 238060 |
| F4 | Supplementary Instructions for Funding Proposals Concerning Research Projects within the Scope of the Convention on Biological Diversity (CBD) | | Standards | 2008 | 学術 | 主に学術 研究(商 業化に関 する記載 もあり) | DFGに申請 を行いうる 研究者 | × | 名古屋議定書に関わる研究プロジェクトを、DFG(ドイツ研究振興協会)に対して申請することを促進するためのガイドライン。また、研究者に対して、名古屋議定書の原則に従い、透明性とも目指している。 | 記載内容につい ては、根拠を良 〈示している。例 えば、該当する CBD原文の記 載部分を脚注で 示してある場合 も多い。 | に準ずる(遺伝 資源と関連する 伝統的知識)。 | PIC、MATの意義について解説。 PICを要求される 先、PICに記載される 先、PICに記載表される 内容は研究代表での一般ではでの一般ではでいるのではでのででででででいるでででいるでいる。 内容についての情報、研究がはでいるでは、が明。 MATに記載されるできたのでは、活的のではでは、アクセスと利益を引います。 「説明。」にいている。 がきないでは、アウセスとがいる。 できないでは、アクセスと利益にいる。 できないでは、アクセスと利益にいる。 | 利益配分の意義を 説明。 科学的利益の配分 について、例を列挙。 | | | 研究の計画 段階、実施とに、 として で で で で で で で で で で で で で で で で で で で | https://absch.cb d.int/database/A 19A20/ABSCH- A19A20-SCBD- 208078 |
| F5 | Patents and | Union for Ethical BioTrade (UEBT) | Best practices | 2010 | 野の源料す(料薬品タサ生生をにる食、気にるに、というのでは、これでは、これである。 | | UEBTのメ ンバー企業 | × | CBDにおいて知的 財産権が条約理念と 相反することがないように求められていることに対応。 UEBTメンバー企業 が特許とUEBT遵守事 項との関係を理解して 取り組むこと目指す。 | 連の配慮事項 について基本原 | Ⅰ 生物多様性 | リア甘士的セミナナ | 生物資源の利用や生物多様性に由来する製品・製造工程に対する特許の取得に関して基本的考え方を示す。 | 特許権の設定に 当たって、伝統 的知識に関する 留意事項につい て記載。 | | | https://absch.cb d.int/database/A 19A20/ABSCH- A19A20-SCBD- 208169 |

| | | | | | 文 | (書の概 | 要 | | | | | | 主な内容 | | | | URL |
|-----|--|--|--|-----------------------|------------|----------------------|--|--------------|--|---|--|---|---|---|--|--|--|
| No. | 文書名称 | 作成主体 | ABSCH カ テゴリー | 作成年 | 遺伝資源利用セクター | 利用目的 (商業/学 術等) | 文書の対 象者 | 契約書ひ な形有無 | 作成の背景目的、概 要 | 特徴、特筆点 | 適用範囲 | PIC取得MAT設定 | 利益配分 | 伝統的知識 | 配分利益 の使途 | その他 | (最終アクセス: 2018.7.13.) |
| F6 | Micro-Organisms Sustainable use and Access regulation | The Belgian Co- ordinated Collections of Micro- organisms (BCCM) | Codes of conduct | 2011 (初版: 1999) | 限定せず | 限定せず | 微生物研 究者、お の で 微生物 の で で で で で で で で で で で で で で で で で で | × | MOSAICCは、ライブラリ等が微生物資源を国家を超えて協調的に扱うために、微生物の遺伝資源へのアクセスの促進と、パートナー機関と適切な合意を行うために作成された。 | | 微生物の遺伝 資源 | PICの定義と内容について説明。 in situの微生物遺 伝資源、ex situの微生物遺伝資源、ex situの微 生物遺伝資源につい て、それぞれPICの手 続きを開設。 MTA(素材移転契 約)の必要性に言及。 MATの概要と内容 の説明。 モデルMTA、標準 MTAの使用と、それが 不十分な場合の個別 のMTA策定について 説明。 | MTAにおける利益配 分の記載のしかたに ついて説明。 | | | | https://absch.cb d.int/database/A 19A20/ABSCH- A19A20-SCBD- 207283 |
| F7 | Ethical BioTrade Standard | Union for Ethical BioTrade (UEBT) | Standards | 2012 (初版: 2007) | 企業 | 商業利用 | UEBTのト レーディン グメンバー (加盟企 業) | × | UEBTの加盟企業が、自社のサブライチェーンにて生物多様性に関する原材料を扱う際に、どのようにマネジメントすべきかを示した基準。 | | 関連する伝統 的知識により得 られる原材料 | クセスする際には、 PIC取得、MATの設定 を行う旨を解説。 利益配分にあたっ | 利益配分にあたって、 提供元に対してどのように接し、貢献を行う べきか、得られた利益 をどのように配分する かを詳細に説明。 | 料の調達に関する伝統的慣習が 認識されるべき | | | https://absch.cb d.int/database/A 19A20/ABSCH- A19A20-SCBD- 207310 |
| F8 | Implementing Genetic Resource | cooperation | Best practices; | | 全セク ター | 学術研究 番業利 用 | 遺のよのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ | × | 2007年に策定された初版を、名古ピートででは、名古屋に第一年ででは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一 | Volume 1はストプラクティストプラクティを基準、Volume 2は基準をステップを説がりたが、幅向に示されてい、幅向に示されている。 | | ての基本姿勢を示し、 ハンドブックではMAT 交渉に関して考慮す べき事項をチェックリ スト形式で記載(よくあ る課題への対応につ いても記載あり)。 サポートツールとし | 利益配分の基本的 考え方を示すととも に、ハンドブックで決慮 に、ハンドブックで考慮 が一つで表慮ででする でき事項をチェックリスト形式で記載には はにも記載のの対したのでは を知いても記載のの対したのが を知いても記述のがしたり を対して列挙したりスト あり。 | る差異が大きいと前置きしたうえで、伝統的知識にアクセスする際の基本姿勢について規定。 | 利は様にる方るにり。 があるない。 があるないのである。 があるでは、 があるでは、 があるでは、 ののでは、 | チャートあり。 コンプライ アンス確保の ために予め考 慮すべき事項 について記載 | https://absch.cb d.int/api/v2013/ documents/63C1 6B6A-647C- CF81-FC34- |
| F9 | assessment of policies and | Union for Ethical BioTrade | Codes of conduct; National or domestic guidelines | 2013 | 企業 | 商業利用 | UEBTの加 盟企業。ま た加盟企も 以外にも く企業を対 象としてい ると思われ る。 | × | UEBTは、生物多様性から得られた原材料に敬意を持つことを促進する団体。本マニュアルでは、Ethical BioTradeにおいて、公平な利益配分の実施を促進することを目的としている。 | | 生物多様性や 関連する伝統 的知識により得 られる原材料。 | 公平な利益配分を 行う手段として、PIC取 得、MATの設定が記 載されている。 PIC、MATについて の詳細な説明は少な い。 | 利益配分における 要求事項について説 明。 衡平な利益配分の | 伝統的知識は 敬意を払うべき 対象として説明 されているが、 詳しい記載はみ られない。 | | | https://absch.cb d.int/database/A 19A20/ABSCH- A19A20-SCBD- 207320 |

| | | | | | 文 | 書の概要 | 要 | | | | | | 主な内容 | | | | URL |
|-----|---|---|-------------------|------|--|----------------------|--|---------------------------------|---|--|--|---|--|---|------------------------------|--------------------------------------|--|
| No. | 文書名称 | 作成主体 | ABSCH カ テゴリー | 作成年 | 遺伝資源 利用セク ター | 利用目的 (商業/学 術等) | 文書の対 象者 | 契約書ひ な形有無 | 作成の背景目的、概 要 | 特徵、特筆点 | 適用範囲 | PIC取得MAT設定 | 利益配分 | 伝統的知識 | 配分利益 の使途 | その他 | (最終アクセス: 2018.7.13.) |
| F10 | Mombore on | Internationa I Federation of Pharmaceut ical Manufactur ers and Association s (IFPMA) | National | 2013 | 製薬企業 | | IFPMA加盟 企業(製薬 企業) | × | 製薬企業に対して、産業上の生物多様性条約順守のベストプラクティスを簡潔に示すこと。 | | 名古屋議定書 に準ずる(遺伝 資源と関連する 伝統的知識)。 | 中でPIC取得、MATに | MATに基づいて、利益 配分の合意がなされ ることが記載されてい いる。 | | | 政府側によっ てなされるべ きことも記載 されている。 | https://absch.cb d.int/database/A 19A20/ABSCH- A19A20-SCBD- 204326 |
| F11 | | | Best practices | 2015 | 学術(分 子生物研の 経調の 会 会 会 会 会 会 の に を の に る の に る の に る の に る の に る の に る の に る の に る の に る の に る の に る の に の に | 学術研究 | GGBN加盟 機関(大 関、カル 関、カルコン、 チャーコン、 り 物館等) | × | 分子生物多様性の レポジトリとしての GGBN会員の活動を 支援することを目的と している。 各研究機関が定め るべき内規について 要素別に解説してお り、実務寄りの内容。 | GGBNが策定し たCode of Conductおよび Statementの補 完的位置づけ。 | 1993年以降および2014年以降にアクセスされた生物素材。 | 1) in situから収集 2) exsituから永久取 | え方が示されている (非金銭的利益配分 が中心)。 | 伝統的知識の 取り扱いについ て各研究機関の 内規を定める必 要がある旨記載 されている。 | | 研究機関における素材管理、素材の第三への移転についても言及あり。 | https://absch.cb d.int/api/v2013/ documents/A68F E827-FF28- 39B4-34C3- 1AC435B0500A/ attachments/GG BN%20Guidance% 20 Best Practice June 2015- Final.pdf |
| F12 | African Union Guidelines for the Coordinated Implementation of the Nagoya Protocol on ABS: The Strategic Framework | African Union Commission Department of Human Resources Science and Technology | Best practices | 2015 | 全セク ター | 学術研究 &商業利 用 | アフリカ連 合加盟国 | × | アフリカにおける名 古屋議定書の実施を 推進するため加盟国 の提供国措置につい て指針を提示。 Practical Guideline の策定及び今後の改 定の基礎となる考え 方を示す。 | 提供国措置に ついて記載、加 盟国への制度 整備を求める内 容が中心。 | 名古屋議に遺する(遺する)。 名では、選手では、選手では、選手では、選手では、選手では、名でででは、選手では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、 | せるに際しPIC取得 2)アクセス権に先住民・地域社会が関与する場合は先住民・地域社会が関与する場合は先住民・地域社会が関ラオース・地域ととのMAT系表 | 制度整備を求める (MATに利益配分条 項を明記)。 利益配分に関する 基準策定、セクター別 モデル契約条項や指 針等の策定を目指す | 加盟国に対し国 内法制度整備を 求める(伝統的 知識へのアクセ スにはPICまた は関係主体の 参加承諾の取 得、およびMAT 締結を要求)。 | 法整備を 求め益多 生保保全 地域住民 | | https://absch.cb d.int/api/v2013/ documents/41AF 3096-D001- 62ED-32DA- 5A253287A8AF/ attachments/Eng lish- Strategic%20Guid elines%20for%20A BS%20- for%20print-1.pdf |
| F13 | Global Genome Biodiversity Network Guidance: Code of Conduct | | Codes of conduct | 2015 | 学術 | 学術研究 | GGBN加盟 機関(大究機 学、カルコン、 サットション、 物館等) | 生物資源 の利用に 御関する 文 な形 | 名古屋議定書に 沿ってつ〈られた、 GGBNにおけるABSに ついての規約。 分子生物多様性の レポジトリとしての GGBN会員の活動を 支援することを目的と している。 | ベストプラクティ スを含む。 | 名古屋議定書 に準ずる(遺伝 資源と関連する 伝統的知識)。 | 生物資源の取得、 遺伝子現お活用、第 三者への提供等、各 ステップごとに取るべ き行動を整理。 PIC、MATもステップ ごとに適宜記載あり。 | 銭的な利益配分か多 〈なることに言及し、そ | 伝統的知識 の利用等には、 PICやMAT等の 書面による同意 に基づく必要あ り。 | | | https://absch.cb d.int/database/A 19A20/ABSCH- A19A20-SCBD- 208662 |

| | | | | | 文 | て書の概 | 要 | | | | | | 主な内容 | | | | URL |
|-----|---|---|--|------|------------|----------------------|---|------------------------|--|---|---|---|---|--|----------------------|--|--|
| No | 文書名称 | 作成主体 | ABSCH カ テゴリー | 作成年 | 遺伝資源利用セクター | 利用目的 (商業/学 術等) | 文書の対 象者 | 契約書ひ な形有無 | 作成の背景目的、概 要 | 特徴、特筆点 | 適用範囲 | PIC取得MAT設定 | 利益配分 | 伝統的知識 | 配分利益 の使途 | その他 | (最終アクセス: 2018.7.13.) |
| F14 | Benefit-Sharing and Material Transfer | CETAF (Consortiu m of European Taxonomic Facilities) | Model contractu al clauses; Codes of conduct; Best practices | 2015 | 学術 | 学術研究 | CETAF加盟州の電域の 関連の 関連の 関連を 関連を 関連を 関連を で に で で で で で で で で で で で で で で で で で | | CETAF加盟機関によって、コレクションの運営やコレクションに基づく研究が行われるための運用原則の概要。 ベストプラクティスの詳細の提供。 PIC、MATの協議のために提供者、利用者がどのように提示。 | | に準ずる(遺伝 資源と関連する | 生物資源の取得、 遺伝子現お活用、第 三者への提供等、各 ステップごとに取るべ き行動を整理。 PIC、MATもステップ ごとに適宜記載あり。 ベストプラクティスと して詳細の例示あり (Annex1)。 | 利益の衡平な共有。 名古屋議定書の発 効前にアクセスした遺 伝資源の扱い(発効 前のアクセスでも、新 たな利用から生じた名 合意されたものと同様 に扱う)。 ペストプラクティス して詳細の例示あり (Annex1)。 利益配分の類型を リスト化(Annex4)。 | 伝統的知識 の利用等には、 PICやMAT等の 書面によるの に基づく必要あり。 伝統的知識 は、その取得み 件に従ってのみ 活用。 | | ン(情報集約) | https://absch.cb d.int/database/A 19A20/ABSCH- A19A20-SCBD- 238048 |
| F15 | academic research | Swiss Academy of Sciences (SCNAT) | Best practices | 2016 | 学術 | 学術研究 | 学術研究に 従事する研 究者、研究 部門の責 任者、管理 者 | × | ABSを概括し、遺伝資源を含む研究プロジェクトを行う学術研究者や研究機関を支援するため。 | 学問分野別の 事例紹介あり (植物学、生態 学、農学、薬 学、民族植物 学)。 | 資源と関連する 伝統的知識)。 | 扱う遺伝資源別(in situ/ex situ)に応じて確認すべき事項がフローチャートで示されている。 研究の種類や進行段階に応じて取るべき行動、推奨される行動が一覧表で示されている。 | 研究の種類や進行 段階に応じて取るべき 行動、推奨される行動 が一覧表で示されて いる(利益配分含 む)。 学術分野で考えら れる利益配分のパ ターンを例示。 | 伝統的知識のアクセスにあたっての基本的考え 方が示されている。 | | 制度が不明 瞭な国の遺伝 資源へのアク セスは回避す るよう推奨。 | https://naturwiss enschaften.ch/uu id/6527b50d- 3a53-5c48- 88cb- 3c366d16435a?r= 20170706115333 1499299400 3cad d3cf-732a-5c1a- 87ac- fdc7c9c6437f |
| F16 | Practice Manual on Access and | Microbial Resource Research Infrastructu re (MIRRI) | Best practices | 2016 | 微生物研 究 | 学術研究 &商業利 用 | 微生物資 源の保 (mBRC) 微生物の 微生取の する研究者 | × | 名古屋議定書の採択 及びEU規則の制定に 対応した形でmBRCと しての微生物資源の 収集・提供が行われる ようにするため。 | ABS法めの お事のの 6つの 6つの 6つの 6つの 6つの 6つの 70の 70の 70の 70の 70の 70の 70の 70 | 「遺伝資源」についてはまた。 はままでは、本文書にでは、本資源まりは、本資源素材になく生物素記にでいて、 最にのいて記載。 | mBRCの新規登録 にあたっては寄託者 はPIC・MATを(あれば)提出するものとされている。 in situでの取得を行う研究者の取るべき 行動については、 Annexにフローチャートを掲載。 | mBRC内での研究 利用についての利益 配分は契約に従って 実施する旨記載され ている。 mBRCが提供した素 材を利用しての新業 利用に関してMTAの オプション条項につい て言及あり。 | 寄託された素材 に付随する伝統 的知識はMAT の内容に従い公 開する。 | | MAA(素材取 得契約合容に MTAに含容に いて、Due Delligence実 施にま事事け と書 に書ける。 | E7D523F17079/a ttachments/MIR RI%20ABS%20Ma |
| F17 | Users-friendly System of Transfer | Policy | Best practices | 2016 | 微生物研 究 | 学術研究 &商業利 用 | 微生物学 研究者 | 約 かいけん 約)およ びMTA | 源のABSのための自 主的行動規範)を発展 的に改定。 効率的で世界的に 汎用性のある微生物 遺伝資源のABSシス テムを構築することを | は以下の4つの 要素で構成され る。 1) ワークフロー 2) モデルMAA・ MTA | 源(「遺伝資源」 の定義はCBD | 準契約の形式と個別 | MTAの条項として 利益配分を含める場合の留意点で行うされる。 合いを行うできませる。 話し合いを行うできませる。 金銭題を例示。 金銭的利益配分に では類型を示して、微生物株保存機関の立場から考慮すべき点 を記載。 | | 科学技術 協力プロ グラムに | 微生物サンプ ルはin situからの採合物では混である。 では認であることを理手法を 管理 示 | https://absch.cb d.int/database/A 19A20/ABSCH- |

| | | | | | 文 | 書の概要 | 要 | | | | | | 主な内容 | | | | URL |
|-----|--|--|---|------|-------------|----------------------|-----------------|--------------|--|------------------------------------|--|--|---|---|-------------|-----|--|
| No | 文書名称 | 作成主体 | ABSCH カ テゴリー | 作成年 | 遺伝資源利用セクター | 利用目的 (商業/学 術等) | 文書の対 象者 | 契約書ひ な形有無 | 作成の背景目的、概 要 | 特徴、特筆点 | 適用範囲 | PIC取得MAT設定 | 利益配分 | 伝統的知識 | 配分利益 の使途 | その他 | (最終アクセス: 2018.7.13.) |
| F18 | participen los jardines bot ánicos | de Jardines Bot ánicos, | Codes of conduct; Best practices | 2016 | 学術 & 商 業 | &商業利 | 植物園、地域社会、企業、研究者 | × | 生物多様性の保全と 持続可能な利用に関するメキシコ政府の法 制及び国際条約(名 古屋議定書)の遺植物 園協会(AMJB)の行 動規範や行動計 動規範や行動計 記載。 後半は、生物多様性 (植物)へのアクセスと 利用の実践における グッドプラクティス概要 (Compendio de Buenas Prácticas de Acceso y Uso de la Biodiversidad Vegetal)が添付。 | スを含む。 | 名古屋議定書 に準ずる(遺伝 資源と関連する 伝統的知識)。 | 定義や基本的な基準 が記載。なお、PICは | 生物資源利用にかかる利益の公正かつ 衡平な配分。 MATに基づいて、利 益配分の合意がなされることが記載されていいる。 | CBD(2011)の 定義を紹介(先 住民や伝統社 会の有する遺伝 資源に関する資 源や知見)。 | | | https://absch.cb d.int/api/v2013/ documents/495F 96F1-AA2C- 017C-55AD- F4C8CF5F96EA/ attachments/AM JB Co%CC%81dig o.pdf |
| F19 | Coordinated Implementation of the Nagoya | Union | Model contractu al clauses; National or domestic guidelines; Best practices; Standards | 2016 | 全セク ター | 学術研究 &商業利 用 | アフリカ連合加盟国 | (Annex 2) | アフリカ連合では、アフリカの国家が協調して名古屋議定書を推進するためにAfrican Union Guidelineを策定。2つのガイドラインからなるうちの1つが本Practical Guidelineであり、名古屋議定書を遂行するための実践的なツールとして取りまとめている。 | | 名は 音伝 る は できます と で で で で で で で で で で で で で で で で で で | 加盟におけるPIC、 MATの手続き導入に ついて。 | は に伝のの に伝のの に伝のの に伝のの に伝のの に伝のの に伝のの に伝のでは に伝のでは にのでのの にのでのの にのでのの にのでのの にのでのの にのでのの にのでのの にのでのの にのでのの にのでのの にのでいる にのでのでい。 にのでいる にのでいる にのでいる にのでいる にのでいる にのでいる にのでいる にのでいる にのでいる | 伝統的知識に関して、加盟国が 準備してお〈方 法。 | | | https://absch.cb d.int/database/A 19A20/ABSCH- A19A20-SCBD- 207246 |
| F20 | genetic resources and associated traditional knowledge in academic research - A good practice | Sciences, Swiss Academy of Sciences, Bern, | Standards | 2016 | 学術 | 学術研究 | 研究者や 研究機関 | | 研究者に対して、生物 多様性条約、名古屋 議定書、ITPGRを順守 した行動ができるよう にすること。 | 参考事例とし て、6例のケー ススタディを掲 載。 | 名古屋議定書 に準ずる(遺伝 資源と関連する 伝統的知識)。 | PIC、MATについて の基本的解説。 ケーススタディに て、事例ごとに対応の 有無を記載。 | 利益配分の例をリスト アップ。 | 定義(WIPOの 定義を紹介)。 伝統的知識 へのアクセス。 | | | https://absch.cb d.int/database/A 19A20/ABSCH- A19A20-SCBD- 238868 |

J-∶国内組織が作成 F-∶海外又は国際組織が作成